

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	フロン類回収業の登録（更新）	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） 第53条第1項（第53条第2項）	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	別添のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	

フロン類回収業登録申請にかかる審査基準

(1) 申請書類

根拠となる条項等	条項文(概略)
法律第54条第1項	フロン類回収業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
同 第1号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同 第2号	事業所の名称及び所在地
同 第3号	法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
同 第4号	未成年である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の名。)
同 第5号	回収しようとするフロン類の種類
同 第6号	使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力
同 第7号	その他主務省令で定める事項
法律第54条第2項	誓約書
規則第50条第1項	フロン類回収業登録申請者は、様式第3による申請書に当該フロン類回収業登録申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。
同 第1号	フロン類回収業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し
同 第2号	フロン類回収業登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
同 第3号	フロン類回収業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書。)
同 第4号	フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備の所有権を有すること(フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
同 第5号	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
規則第50条第2項	法第54条第1項第7号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。

(2) フロン類回収業者の登録の基準 (施行規則第51条)

同 第1号	使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請者に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
同 第2号	申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

(出典:使用済自動車の再資源化等に関する法律)